本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第33号

令和　元年　6月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井）

高齢者虐待防止



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、

６５歳以上高齢者に対して、
家族（親族・同居人など）や、介護サービス事業・施設職員など
が行う次のような行為が高齢者虐待にあたるとしています。

身体的虐待　67.9%

・つねる、殴る、蹴るなどの暴力的な行為
・リハビリを強要したり、食事を無理やり口に入れる。
・ベッドに縛り付けたり、外から鍵のかかる部屋に閉じ込める。

心理的虐待　41.3%

・怒鳴る、悪口を言う、排泄の失敗などを笑う。
・家族や友人との団らんから排除する。
・威圧的な態度や無視をする。

性的虐待　0.6%

・わいせつな行為をする。強要する。
・排泄後や入浴後に裸のまま放置する。

介護・世話の放棄・放任 19.6%

・水分や食事が十分に与えられず脱水症状や栄養失調の状態
・ゴミの放置など劣悪な住環境で生活させる。
・必要であるにもかかわらず医療や介護保険サービスを理由なく使わせない。

経済的虐待　18.1%

・年金や預貯金を本人に無断で使用する。
・日常生活に必要な金銭を渡さない。
・土地や建物などの財産を無断で売却する。



虐待が起こる理由

・「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」…25%
・「虐待者の障害・疾病」…23.1%
・「被虐待者の認知症の症状」…16.1%
・「家庭における経済的困窮（経済的問題）」…14.4%
・「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」…12.6%

【参考】厚生労働省「平成 27 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまっている介護者などを支援する事が大切です。「虐待かも？」と思ったら市役所、地域包括支援センターに相談ください。



もしも、介護に疲れてしまったら・・・

「オレンジカフェ」



介護者にホット.と一息ついてもらえるよう、美味しいお茶とおしゃべりできるスペースをご用意しています。お気軽にご参加ください。

◆開催日　毎月第4月曜日 13:30～15:30
※9月は第5、2月は第3となります。
◆会　場　はにぽんプラザ2階　活動室Ｅ
◆問合せ　西包括社協　☎22-7088

「介護の悩み相談」



介護の経験者が親身に相談に応じています。相談は無料で秘密厳守です。

◆開催日　毎月第2・4金曜日　13:00～16:00
◆会　場　はにぽんプラザ2階　社協相談室
◆問合せ　本庄市社協　☎21-8976（相談時間中）
☎24-2755（相談時間外）

今月の「今日は何の日？」コーナー

６月５日は

老後の日

超高齢化社会の中で、高齢者も若者も何をすべきなのかについてみんなで考え、共に支え合える社会にするための行動を起こす日としたそうです。キャッチコピーは「高齢者の元気は、若者の元気、社会の元気」！

漢字で脳を活性化！

旬の魚です。
何と読みますか？

鰯・鮎・鱸

答えは下にあります。



★６月の予定★

日　時	行事	会場
６／２１（金） 13：30～15：10	**本庄市地域ケア個別会議**	はにぽんプラザ ３階 活動室Ｆ
６／２４（月） 13：30～15：30	**オレンジカフェはにぽん** 認知症の方やその家族、関係者など、誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。	はにぽんプラザ ２階　活動室Ｅ
６／２８（金） 14：00～16：00	**認知症個別相談会** 認知症についての様々な相談に応じます。予約不要、相談無料です。お気軽にお越しください。	はにぽんプラザ ２階 社協事務所内

漢字の答え　いわし・あゆ・すずき